

**板橋区老朽建築物等対策計画 2025 <後期> 素案に対する
パブリックコメント実施結果**

1 意見募集期間

令和3年1月25日（月）～ 同年2月12日（金）【19日間】

2 意見募集の公表方法

- 区ホームページ
- 区公式ツイッター
- 広報いたばし（令和3年1月23日号）
- 動画配信サービス「チャンネルいたばし」
- パブリックコメント等区民参加情報配信制度によるメール
- eモニター向け区民参加情報配信
- 区窓口（建築指導課・区政資料室・各区立図書館）

3 意見の提出方法

直接または郵送・FAX・Eメール・Web回答フォーム

4 提出意見数

4件 3名（直接：0名 / 郵送：0名 / FAX：0名 / Eメール：0名 / Web：3名）

5 意見と区の考え

No.	意見	区の考え方
1	板橋区において老朽建築物の対策が進められていることを知ることができました。今後も頑張って対策に取り組んで下さい。	<p>区は、対策計画に基づき老朽建築物等の実態把握に努め、所有者等に対する相談対応、助成支援、積極的な啓発や助言・指導等を行って参ります。</p> <p>計画を効果的に推進するためには、行政と所有者等及び地域住民それぞれが役割を果たしたうえで、相互に連携・協力をしていくことが必要不可欠です。今後ともご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。</p>
2	危険度Bの物件を危険度Aに進行させない対策は、何を考えていますか。	<p>老朽建築物等の所有者の多くが高齢者であることから、高齢者対応を含む予防対策を強化するために老朽建築物等対策計画 2025 を改訂し、令和3年度より運用することで、「安心・安全で快適なまち」をめざす取り組みをさらに推進していきます。</p> <p>例えば、これまで区は、危険度Aの所有者等に対して適切な管理（利活用を含む）や修繕の必要性等を啓発する文書を送付してきました。</p> <p>これを危険度Bの所有者まで拡大し、必要に応じて所有者支援策の活用も促しながら建築物等の老朽化の進行を抑制していきます。</p>

No.	意見	区の考え方
3	<p>特定空き家に限定して助成するだけでなく、建物を適切に維持・管理している所有者等にも支援策を検討してはどうでしょうか。</p>	<p>建築物等の適切な管理に努めるのは、第一義的に所有者の責務であるとの観点から、現状、周囲の日常生活に重大な悪影響を与えている「特定空き家等」や「特定老朽建築物」かつ「不良住宅」に限り除却費助成事業の対象としています。</p> <p>ご提案の新たな支援策については、行政と所有者等及び地域住民の役割を明確にしつつ、経済的な支援にこだわらずに検討していきます。</p>
4	<p>最新の情報を幅広く発信して欲しい。</p>	<p>情報発信については、区ホームページや広報紙のほか、町会・自治会の掲示板での周知、庁内窓口以外での紙媒体の提供先の拡充も進めます。</p> <p>また、区の主催に限らず、民間事業者等との共催や区が後援しての区民向け講座や相談会等の開催による充実も図っていきます。</p>